

[著作物について考えよう]

著作物の向こうにいる相手とは？

1 はじめに

現在、情報化社会にあふれるメディアからの情報に対して、鵜呑みにせず、批判的に情報を吟味する教育の必要性が高まっている。小学校においても、情報を引き出し、表現する手段としての情報機器は、学びの道具としての利用が高まってきている。小学校の段階では、利用しているすべての情報を悪と決めつけるのではなく、どう情報を選択するか、どう情報を判断するかの視点が必要になってくる。情報を判断するにはいったい誰が作った情報かという出所が信用性を左右するからである。出所を知ることによって、送り手がどんな意図からその情報を発信しているのか、相手の意図をくみ取ってどう利用していくのが大切となってくる。この点において、著作権の学習は重要な役割を持っている。特に、調べ学習で利用しようとする場合、資料や、本、インターネットからの情報は相手が見えない。子どもが調べたことを発信する送り手の立場になった場合、自分に都合がいいように利用し、情報を創作してしまう事がある。そのため、どこからの情報なのか出所を引用や参考として明示することが大切であることを学習する。参考とした情報を誰にどこまで、コピーしても良いのか良くないかを知識的に知ること、知ることによってコピーをしても良いか良くないか立ち止まって考えられる心を育てることの両面から子どもに指導していく必要があると考えた。

2 ねらい

情報の質を確かめるために、創作物には著作権という権利があることを知る

情報の出所を明らかにする引用があることを理解する

自分たちの生活の中で著作権法上気をつけなければならない事があることに気付き、自分が生活する上での情報判断する視点を身につける。

3 子どもの実態

社会科では情報の質を確かめることを調べ学習に生かし、国語科では多角的に考えを持ち、表現することを学習している。総合的な学習の時間では各教科を関連させ、情報の質を確かめながら、多角的な視点で表現していく活動を取り入れている。子どもたちは、社会科や総合的な学習の時間には、情報カードを使い、情報の出所を明記し、意識するようになってきた。引用するときもどこからの情報か、誰からの情報かを明記させたり、意識することで人の情報を勝手に操作したり、無断で利用してはいけないことを学習している。子どもは、著作権という言葉は日常の学習の中で使っているので知っている。しかし、どんなものに適用されるかは一部分しか知らない。子どもが好きな漫画やキャラクター、友達の作品にも適用されることはわかってはいる。自分で楽しんで描いたりしている分には問題がないことも知っている。けれど、どこまでが著作権の侵害になるのか、どうしてしてはいけないかなどの判断基準は明確ではない。特に音楽では、著作物という意識はうすいと思われる。今までの学習をふまえ、創作者への相手意識を持たせることで、特別なことではなく自分がされていやなこと、相手の創作物への配慮が著作権の根底に流れていることに気づかせ、創作物の保護、思いやりが規範意識につながると考えている。そこで、これまでの学習と並行しながら著作権に関する知識と著作物の向こうにいる相手を意識させるための授業を計画した。

情報カードを書く子ども



4 学習計画

時数	学習活動	支援○・評価
(一時間) 著作権法って？	<ul style="list-style-type: none"> ・社会科や総合的な学習の時間のまとめで引用してきた Web 情報や資料について、どこから収集したのかを話し合う。 ・写真やグラフ・表などの引用、文章の引用、又は文章を自分でまとめたり、自分の考えを加えたものを判断させ、引用したのか、参考にしたかを考える。 ・著作権法を知る。 	<ul style="list-style-type: none"> ○出所を知ることで、情報の確かさ、信頼性が増すことを既習から想起させる。 自分のまとめで使用した情報が引用か参考かの区別をつけることができる。(観察・発言) ○新聞の記事から、引用の出所をはっきりさせなかったことで著作権法の違反になることや、実刑や罰金があることに気づかせる。
(二時間) 著作権があるものって何？	<ul style="list-style-type: none"> ・自分達が収集した資料のほかにも著作権が適用されるものがあるのかを考える。 *自分たちが作ったまとめの新聞 *自分で描いたイラスト *自分の考え ・どうしても、利用したかったり、引用したかったりした時にはどうしたらよいかも話し合う。 ・創作したものすべてに著作権があることを知る。 	<ul style="list-style-type: none"> ○他人が一生涯懸命作ったもの、収集したものであることに気づかせる。 ○友達の情報をもろうときには、出所を明示することから許可を求める御願いをしてみることもできることに気づかせる。 どんなものにも著作権があることがわかる。(観察・振り返りノート)
(一時間) 音楽にも著作権はあるの？	<ul style="list-style-type: none"> ・歌を聴き音楽からできるコピーについて話し合う。 ・「できること」と「してはいけないこと」があることに気づき分類する。 ・歌手の気持ちになって、自分の曲にされたいやなことをグループで話し合い、理由も考える。 ・考えを発表し合い、理由を考える。 ・著作権を侵害している項目を知り、歌手のメッセージを読む。 ・メッセージから自分の生活の振り返りを書く。 	<ul style="list-style-type: none"> ○歌手がされていやなことは何かを考えさせ、著作権の意義に触れさせる。 ○理由を考えさせることから、相手の気持ちに配慮することの大切さに気づかせたい。 相手の立場に立って、著作権ができていくことがわかる。(観察・振り返りノート) 自分の生活を振り返り、著作権についての考えを持つことができる。(振り返りノート)

5 実践の内容

【著作権法って？(一時間)】

国語科『調べた事を整理して書こう・言葉の研究レポート』では、レポートの構成や、参考にした資料や本の出典を明らかにし、明記する事を学習している。社会科の学習でも、情報カードを使って、情報の出所を常に意識させ、明らかにするよう指導してきた。引用や参考にすることで自分の考えのように書いてしまっただけでは困るからである。参考や引用したものの区別をつけることで、情報の出所をはっきりさせ、そのうえで自分の考えを書くことが重要であると考えている。Web や資料からの情報は、他の人からの情報であることの意識を持たせるようにしてきた。このことから、第1時間目は、出所を明らかにせず、ある資料を引用してしまった事件の新聞記事から、著作権法があることを知り、自分の社会科の学習のまとめの新聞で使っている Web ページからの情報を引用していることから、引用にも著作権があることを学習した。また、引用していなくても参考資料として使用している事も著作権に関わる事として学習した。

【著作権がある物って何？(二時間)】

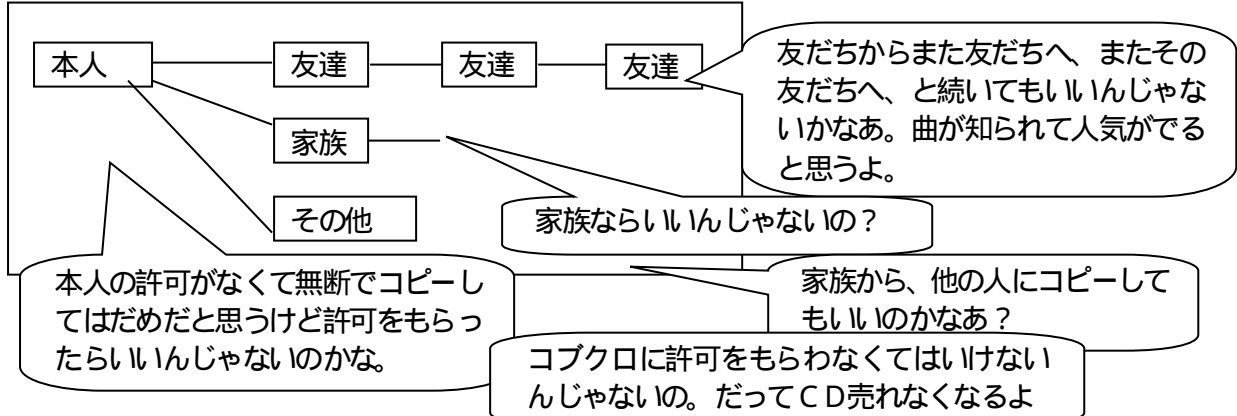
自分達が収集した資料のほかにも著作権が適用されるものがあるのかを話し合っただけで考えた。自分たちの

作った物やどんな物にも著作権があることを知り、どうしても、利用したり、引用したかったりした時にはどうしたらよいかあらゆる方法を話し合った。それをふまえて、著作者に了解を得ることが大事だということを経験できた。許可をもらうことの重要性を前時の学習からの既習とつなげて考えることができていた。作った人が苦労した物を勝手にまねしたり、使ってはいけないことに気づき、創作したすべてのものに著作権があることを学習できた。

【著作権がある物って何? (一時間)】

現在では、簡単にCDをコピーしてもらったり、コピーしてあげたりすることが可能である。子ども達は、お互いに好きなアーティストの話をしたり、曲を聞いたり、お昼の放送にもリクエストしたりもしている。そこで、音楽を作っているアーティストの違法コピーに対するメッセージを知ること、音楽を作る人の気持ちに迫り、自分がしてもいいこととしたいことと、創作者の気持ちの違いがあることに気づかせたいと考えた。

授業では、コブクロの「桜」を題材にした。ちょうどドラマの主題歌としても流れはじめ、子どもたちが興味を持つと思われた。曲を聞いてコブクロの紹介をしたあとに、CD、MD、カセットテープを見せると子どもたちはコピーしてほしいと言い出した。「いい曲だったし。」「うちでも聞いてみたい」「うちの人にも聞かせてあげたい」など理由は様々であったが、子どもたちはコピーできる方法を知っている。何にコピーできるかをおさえたあと、誰にどこまでコピーしても良いのかを考えさせた。



子どもたちはどれにも理由を考え、自分の意見を発言していた。「コブクロに許可をもらわなくてはいいじゃない」と言った子どもが作ったコブクロの立場に立って考えていた。その意見を聞いて賛成する子どもも多くなった。「でも、曲がたくさんの人に知られるのはコブクロにとっていいことなんじゃないの?」という意見に傾く子どもも出てきた。「CDを買った先生だけは、コピーしてもいいけど他はだめなんじゃないかな」という意見も出され、子どもたちは、買った本人、コブクロに焦点をあてて考えていた。そこで、「コブクロの気持ちを聞いてみよう」とコブクロのオフィシャルホームページから、コブクロの11月1日の日記を読み聞かせた。「あー買ってほしいんだ。」「苦労して作ったから買って聞いてほしいんだ。」ということがわかったようであった。もう一つコピーしないでほしいというコブクロのメッセージが入ったポスターを貼って、読み聞かせた。コブクロにとってストリートで歌ってきた時から大事にして、1曲ずつカセットで自分たちが録音して、売ってきたものをただで持って行かれてはたまらないというメッセージが心に響いたようであった。けれど、やっぱりコピーしてほしいなあという気持ちもあると正直に話していた。日本レコード協会から、子ども用の音楽著作権に関わるパンフレットをいただいていたので、「法律でどうなっているか知りたい?」と聞いたら「知りたい、知りたい。」と授業後、パンフレットをみんなすぐに読んでいた。



どこまでコピーしてもいいのかなあ?

6 成果と課題

授業後、リクエストに曲にコピーしたものを持って行く児童がいなくなった。音楽に関しても、著作権があることを知って、「こんなときはいいのかなあ。」「まだわからないことがあったらどうすればいい

い？」など話が出るようになり、著作権に関する関心が高くなったようである。(学校のWebページに、著作権のことを調べられるリンク集を作り、調べられるようにした)「この資料コピーしてもいい？」と友だちの考えや集めた情報に対して許可をもらう姿も多く見られるようになった。しかし、著作権の授業を1回すれば終わりではなく、年間の関連を考えていかなければならないと感じている。また、知識だけの指導ではなく、自分の心にはいけなことのブレーキをかける、自分の行動を見つめなおす心の指導をより充実させていくことが課題である。

7 終わりに

この著作権の授業を通して、たくさんの方に協力を頂き、たくさんのお話を学ぶことができた。日本レコード協会(高山さん)、オフィスコブクロ、小松市情報モラル研究会のメンバーに感謝したい。